

令和 5 年度 第 3 回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価第三者点検部会
報告事項

令和 5 年 12 月 19 日

資料一覧

資料番号	資料名
3-1	特定個人情報保護評価書（全項目評価）（案） 国民健康保険に関する事務 全項目評価書
3-2	特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査結果について
3-3	国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価再実施の概要 （令和5年10月27日開催 第三者点検部会配布資料）

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

(案)

評価書番号	評価書名
35	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

杉並区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>【概要】</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p>なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務を行う。</p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【事務内容】</p> <p>1 資格取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他保険からの離脱等の場合は、世帯主等から国民健康保険資格取得届及び必要書類の提出を受け、システムに入力し被保険者証等を交付する。 ・転入・出生等の場合は、世帯主等から転入・出生等の届出を受け、国民健康保険の被保険者となる場合は区民課での転入処理時にシステムに入力し、被保険者証等を交付する。 <p>2 資格喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他保険への加入等の場合は、世帯主等から国民健康保険資格喪失届及び必要書類の提出を受け、システムに入力する。 ・転出・死亡・職権消除等の場合は、世帯主等から転出・死亡等の届出があった場合、又は住民登録が職権消除となった場合、住民基本台帳情報と連動し、資格を喪失する。 ・ただし修学中の学生に関する被保険者の特例に該当する場合(マル学)、又は法で定める特定の施設に住所を異動し、入院又は入所する場合(住所地特例)は、当区の被保険者とする。 <p>3 転居・世帯主変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主等から氏名・世帯・世帯主変更等の届出があった場合、住民基本台帳情報の変更と連動して資格・世帯情報を変更し、被保険者証等を交付する。 <p>4 被保険者証等再交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主等から被保険者証・高齢受給者証等の紛失・盗難等による再交付申請を受け、再交付を行う。 <p>5 保険料賦課・通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者・被保険者でない世帯主・特定同一世帯所属者の前年の所得情報に基づき賦課決定処理を行い、保険料額を確定する。 ・被保険者の資格・所得情報の異動の都度、月次で賦課決定処理を行う。 ・確定した保険料額については保険料額通知書及び納付書を出力し、納付義務者である世帯主宛てに送付する。 <p>6 保険料減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧被扶養者・収監による減免申請があった場合、減免可否を決定する。生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免承認・不承認決定通知書を世帯主へ送付する。 <p>7 非自発的失業者保険料軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る届出があった場合、失業給付関係情報を確認・入力し、保険料の再計算を行う。 <p>8 保険料年金特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金特徴対象世帯主のうち、口座振替納付を希望する者に口座振替依頼書の提出を求める。その提出後は(事務内容)(国保料収納)⑥⑦に同じ。年金特別徴収については、特別徴収依頼データを作成し、東京都国民健康保険団体連合会を経由して年金保険者に徴収を依頼する。

	<p>9 各種給付金の支給 ・世帯主等から申請を受け、高額療養費・高額介護合算療養費・療養費・移送費・特別療養費・出産育児一時金・葬祭費の支給を行う。</p> <p>10 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の交付 ・世帯主等から申請を受け、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を交付する。</p> <p>11 特定疾病療養受療証の交付 ・世帯主等から申請を受け、特定疾病療養受療証を交付する。</p> <p>12 一部負担金の減免 ・生活困難や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を世帯主へ、一部負担金免除証明書を医療機関へ送付する。</p> <p>13 第三者行為の届出 ・第三者行為により怪我をした世帯主等から届出があった場合、本人に代わり第三者に医療費の求償を行う。</p> <p>14 他の給付との調整 ・他法令による給付がある者については、二重給付として過誤・再審査処理を行う。</p> <p>15 結核医療給付金受給者証の交付 ・世帯主等から申請を受け、結核医療給付金受給者証を交付する。</p> <p>16 国保受給者証(精神通院)の交付 ・世帯主等から申請を受け、国保受給者証(精神通院)を交付する。</p> <p>17 基準収入額適用申請 ・70歳以上の被保険者について、世帯主等から基準収入額適用申請を受けて負担割合判定を行い、高齢受給者証を交付する。</p> <p>18 オンライン資格確認等システムに係る事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うこととされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>19 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当区からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴確認事務」を行うために、当区から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当区から委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当区から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険資格システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険資格状況(資格取得・喪失、退職該当、非該当)の管理を行う機能。 2 緩和措置対象者管理機能(特定同一世帯所属者・旧被扶養者) 3 非自発的失業者管理機能 4 証関連の発行機能 5 資格継続業務機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2) 被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 6 公金受取口座情報取得機能
③他のシステムとの接続	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()

システム2

①システムの名称	国民健康保険給付システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> 1 レセプト情報の管理を行う機能。 2 高額療養費の計算および支給管理機能。 3 国保療養費の計算および支給管理機能。 4 出産育児一時金の計算および支給管理機能。 5 葬祭費の計算および支給管理機能。 6 食事差額の計算および支給管理機能。 7 各給付のお知らせ通知および支給決定通知の発行機能。 8 高額該当引継ぎ機能 <ul style="list-style-type: none"> (1) 継続候補世帯の抽出(高額該当情報ファイル) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2) 継続世帯の確定(高額該当引継情報連携ファイル) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。
③他のシステムとの接続	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム <li style="width: 50%;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()

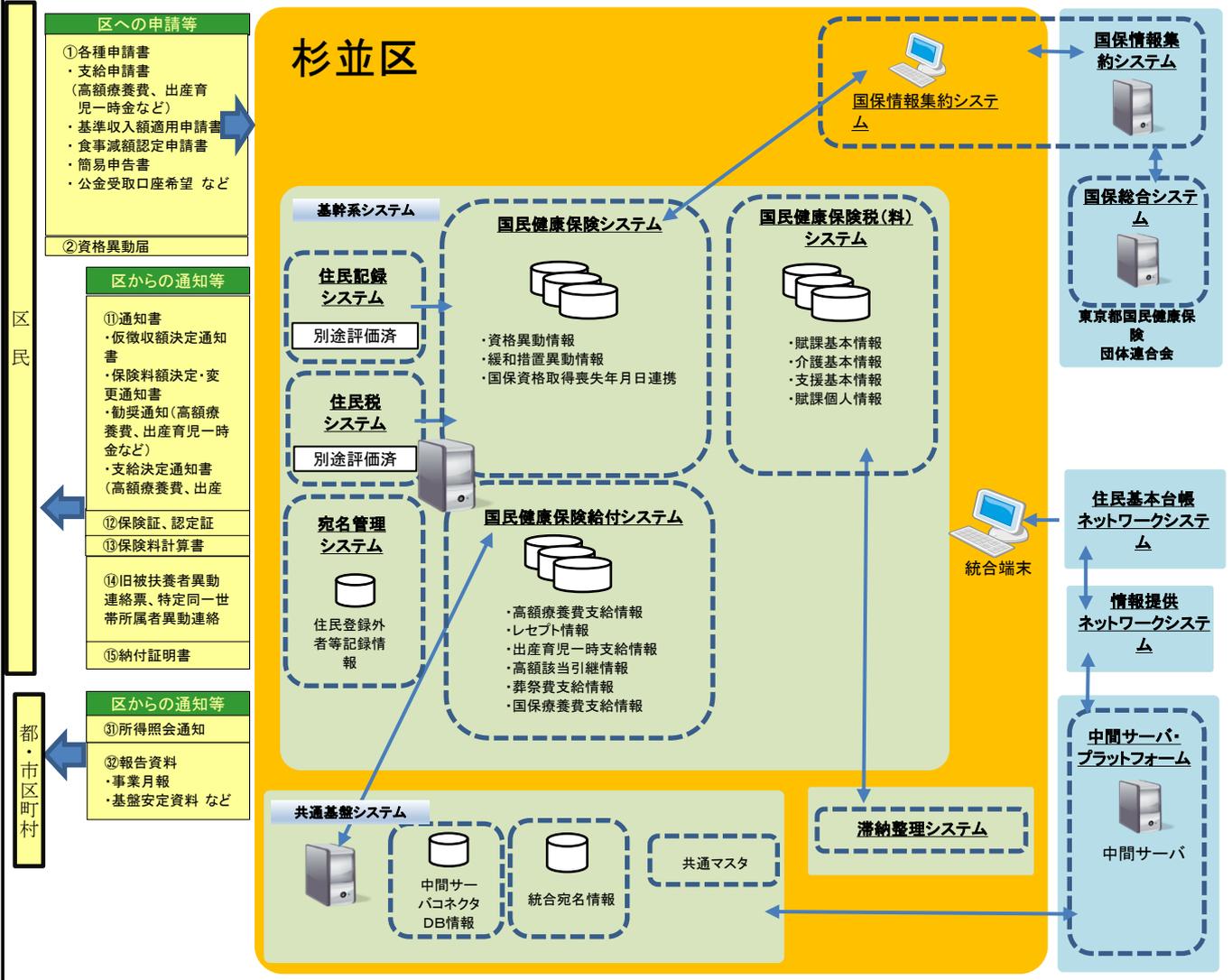
システム5	
①システムの名称	保険者管理システム
②システムの機能	○ 健康保険の保険者情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6	
①システムの名称	医療機関システム
②システムの機能	1 医療機関情報を管理する。 2 柔整・鍼灸師会グループ及び所属医療機関情報を管理する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム7	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1 消込処理機能 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会機能 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理機能 納付による過誤納が発生した場合にその還付、充当処理を行う。 4 納税証明書発行機能 納付状況に基づき納税証明書等の証明書発行を行う。 5 納付書発行機能 再発行納付書や分割納付書などの納付書を発行する。 6 決算処理機能 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム8	
①システムの名称	OCR日計システム
②システムの機能	○ 納付データを取り込み、消込処理を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム9	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報管理機能 口座情報の登録・異動・照会を行う。 2 口座振替データ作成機能 口座振替データを作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム10	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	1 収納消込システムと連携し収納状況の照会を行う。 2 納税者との交渉経過や納税者の財産情報等を記録する。 3 差押え、交付要求、配当計算、執行停止、不納欠損などの処分等を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム17	
①システムの名称	中間サーバコネクタ
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求、及び符号取得依頼の受付を行う。 3 文字コードの変換機能 業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4 団体内統合宛名番号への変換・提供機能 業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(または個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5 システム間通信プロトコル対応 FTP連携時の通信プロトコル。 6 中間サーバからの要求による情報提供機能 中間サーバからの要求による中間サーバへの4情報(住所、氏名、生年月日、性別。以下「4情報」)の表示がある場合は全て同じ)提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム、中間サーバ・プラットフォーム)</p>
システム18	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバコネクタ)</p>

システム19	
①システムの名称	国保情報集約システム
②システムの機能	<p>国保情報集約システムは、区市町村ごとに保有する国民健康保険の被保険者情報を、都道府県単位で集約し管理することを目的とする情報システムであり、国民健康保険団体連合会が運用・管理を行う。区市町村には、国保情報集約システムに情報を送受信するための「国保情報集約システム連携用端末機(以下「連携用端末機」という。)」のみ設置する。</p> <p>1 資格継続業務 区市町村において被保険者の資格異動があった場合に、区市町村の連携用端末機を通じて送付された資格異動情報を受信する。また2で作成した被保険者情報を、区市町村の連携用端末機からの取得要求を受けて提供する。</p> <p>2 資格異動情報集約処理 資格異動情報を取り込み被保険者情報を更新し、送付元区市町村の被保険者情報を作成する。</p> <p>3 画面照会 連携用端末機の画面により、国保情報集約システムの被保険者情報を確認する。</p> <p>4 高額該当回数の引き継ぎ業務 区市町村に設置される国保情報集約システム端末機のオンライン処理機能を用い、世帯継続性の容認に関するデータを、転入地(区市町村)から国保連合会へ送信する。 転入地(区市町村)が世帯継続性を認めた場合、転出地(区市町村)から転入地(区市町村)に対し、高額該当情報を引き継ぐためのデータを作成し、転入地(区市町村)の国保情報集約システム端末機へ当該データを配信する。</p> <p>5 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 区のデータ連携用PCから、被保険者資格異動に関するデータを区から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、区より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国民健康保険システム)</p>
システム20	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1 本人情報検索機能 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 情報照会機能 全国サーバに対して、住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

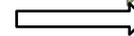
(別添1) 事務の内容

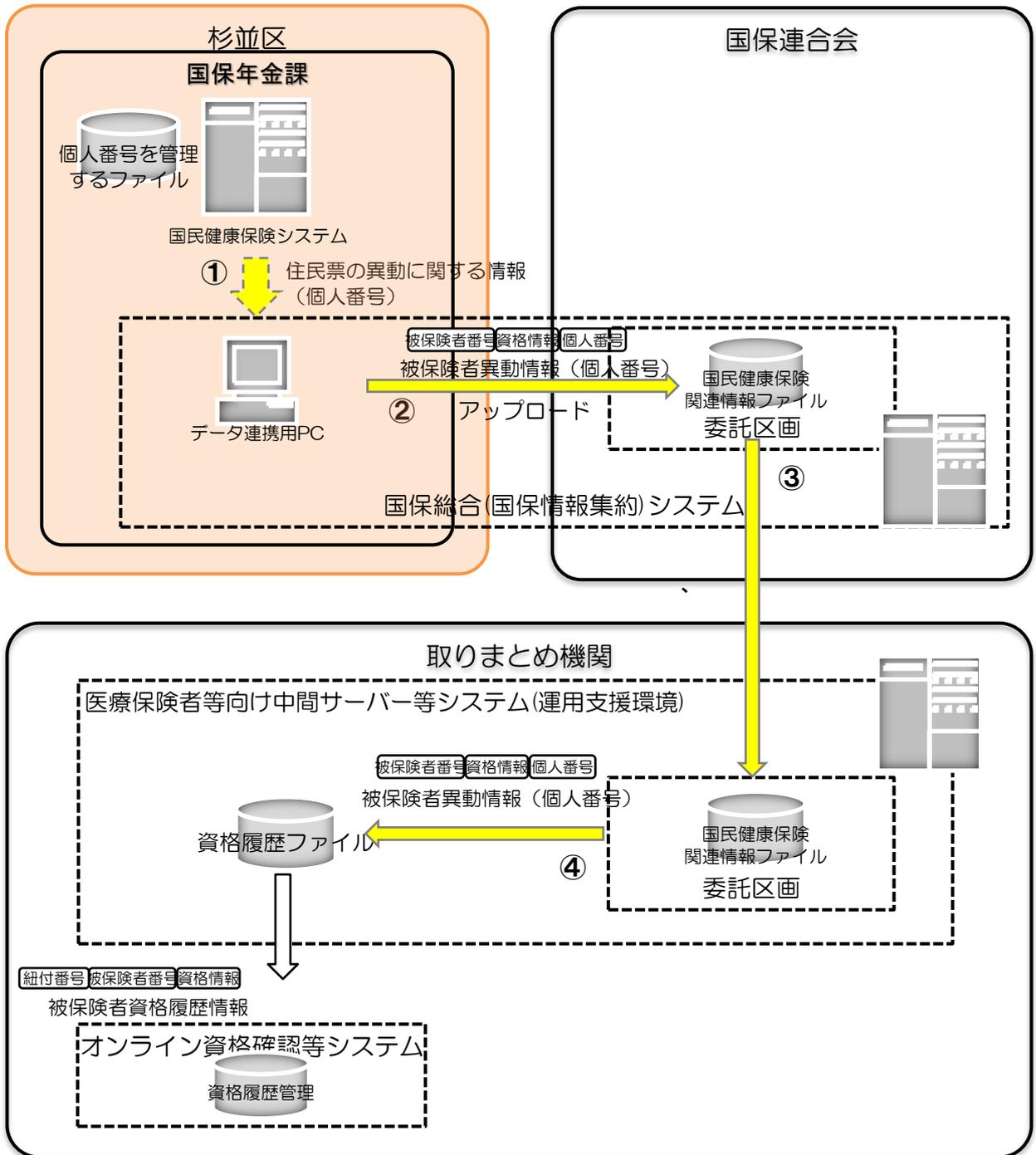


- ①支給申請書を受付、必要に応じて①通知書、⑫保険証、認定証を発行する。
- ②資格異動届を受付、必要に応じて⑫保険証、⑬保険料計算書を発行する。
- 住民記録、住民税システムに基づき、①保険料額決定(変更)通知書を発行する。
- 区民が他市区町村に転出する場合、転出異動時または転出先の依頼により必要に応じて⑭旧被扶養者異動連絡票、特定同一所属者異動連絡票を発行する。
- 年次で⑮納付証明書を送付する
- 資格・給付状況を情報提供(中間サーバに副本登録)する。
- 他市町村に所得情報等がある場合は、③所得照会通知を発行する。
- 月次、または年次で都道府県に②報告資料を送付する。
- 杉並区の外業務の保有情報については、条例等で認められている範囲において、必要情報を参照または取得する。
- オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報を提供する。(別紙のとおり)

(備考)

オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

 : 個人番号を含む情報
 : 個人番号を含まない情報



(備考)

オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格異動情報の提供

- ①杉並区国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属する全ての被保険者(被保険者でない世帯主を含む)についての被保険者異動情報を作成し、データ連携用PC(国保情報集約連携システム)に送信する。
- ②データ連携用PC(国保情報集約連携システム)から国保総合(国保情報集約)システムに、被保険者異動情報を送信する。
- ③国保連合会の国保総合(国保情報集約)システムでは、被保険者異動情報を受信し、委託区画の情報を更新のうえ、医療保険者等向け中間サーバー等に被保険者異動情報を送信する。医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保情報集約)システムから受信した被保険者異動情報について、同システムの情報を更新する。
- ④医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用支援環境において、委託区画から取得する被保険者異動情報を資格履歴ファイルに格納する。

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報及び住民税関係情報に個人番号が管理されるようになるため、被保険者の資格情報や所得情報をよりの確かつ効率的に把握し、国民健康保険料の公平・公正な賦課を行う。また、国や他自治体等と情報を連携することで、被保険者や区が各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略化し、被保険者の利便性の向上を図る必要がある。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、事務の効率化及び被保険者の利便性の向上につながるが見込まれる。また、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な賦課・給付に資するものと期待される。 ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行事務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座登録・連携業務) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) 42～45の項 (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
8. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 ・特定同一世帯所属者
その必要性	国民健康保険の適正な資格管理・賦課・徴収・給付を行うにあたり、特定個人情報が必要 ・被保険者の資格・所得情報など、給付を行う上で不可欠な情報を効率的に入手することができ、適正な賦課・給付処理が実現できる。 ・個人番号の利用により同一人確認が迅速かつ適正に行われ、事務の効率化が実現できる。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳法第30の45に規定する事項)
その妥当性	○識別情報 ・対象者を特定し、正しい資格管理・賦課・徴収・給付を行うために記録 ○連絡先情報 ・対象者の世帯情報及び保険料額通知書等の送付先の把握のために記録。また、連絡先(電話番号等)については問い合わせや、納付の催促する際に利用 ○業務関係情報 ・地方税関係情報は、所得情報及び住民税課税状況に基づき、賦課・徴収・給付を行うために記録 ・健康・医療関係情報は、被保険者の受診情報に基づき、医療費の支給を行うために記録 ・医療保険関係情報は、医療保険の加入状況に基づき、各種保険サービスを適用するために記録 ・介護・高齢者福祉関係情報は、介護保険第2号被保険者に対し、介護納付金分保険料を賦課・徴収するために記録 ・雇用・労働関係情報は、被保険者の非自発的失業の情報に基づき、保険料の減額を行うために記録 ・年金関係情報は、対象者の年金所得に係る情報に基づき、年金特徴の可否を行うために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	保健福祉部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、区民生活部課税課、保健福祉部介護保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公共職業安定所、厚生労働大臣、日本年金機構、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (公的医療保険者、東京都国民健康保険団体連合会、共済組合、地方公共団体情報システム機構)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、専用線に接続された「国民健康保険伝送端末」(区所管外))
③入手の時期・頻度	1 当初賦課時に入手 ・所得情報について、5月又は6月に住民税システムから入手 ・年金特別特徴情報ファイルについて、5月に年金保険者から東京都国民健康保険団体連合会を経由して入手 2 個別的な対応に際して入手 ・資格取得・喪失・異動の届出の都度、随時入手 ・対象者の住民基本台帳が更新される都度、随時入手 ・所得情報について、住民税システムの更新があった場合、月次で入手 ・自治体間等での住民税関係情報にかかる照会・回答を行う都度入手 ・非自発的失業者保険料軽減の届出の都度、随時入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて毎月入手 3 各種給付金の申請・支給時に入手 ・被保険者が医療機関で保険診療を受けた場合に東京都国民健康保険団体連合会を通じて月次入手。 ・世帯主等からの申請時に個人番号記載の申請書を随時入手 ・各種給付金を支給する際の算定時に所得区分等の情報を随時入手 ・他法令による給付がある者については、他法令給付との調整の必要がある場合に随時入手 ・各種給付金の公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を入手する。
④入手に係る妥当性	・国民健康保険法及び杉並区国民健康保険条例により、被保険者の属する世帯の世帯主は、被保険者の資格取得及び喪失に関する事項その他必要な事項の届出が義務づけられている。 ・同法に基づく事務のため、被保険者の住所等の情報を常に把握する必要があり、住民基本台帳情報、住民税関係情報に異動がある度に最新の情報を反映させる必要がある。 ・同法に基づく給付事務のため、被保険者の診療情報を把握する必要がある。また、他法令給付との調整の必要がある場合に他保険者の給付情報を随時入手する必要がある。 ・国民健康保険法第76条の3、4により定められた時期・頻度・方法にて、年金保険者から東京都国民健康保険団体連合会を経由して情報提供を受けている。
⑤本人への明示	・国民健康保険の給付又は保険料の賦課・徴収に必要な各種情報については、国民健康保険法第9条の条文、番号法第19条第8号及び別表第2の42～45の項に基づき、収集していることを、広く国民に周知している。

⑥使用目的 ※		・国民健康保険の適正な資格管理・給付、保険料の公平・公正な算出・通知及び適正な納入管理・申告 勤奨等を行うため。
変更の妥当性		－
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健福祉部国保年金課・区民生活部区民課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・転出入又は出生死亡、他保険からの離脱等、資格異動に伴う被保険者資格の管理 ・保険料の賦課決定又は更正、保険料額通知書の送達 ・被保険者への医療費等の給付
情報の突合 ※		・転出入又は出生死亡、他保険からの離脱等の処理を確実にを行うために、資格異動に伴う被保険者資格に関する届出書等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。 ・保険料の賦課決定又は更正、保険料額通知書の送達的基础となる資料等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。保険料額を決定するために行っている。 ・被保険者への医療費給付の基礎となる資料等に登録されている4情報と、国民健康保険ファイルが保有する4情報を突合して個人特定を行う。 ・国保情報集約システムで管理する被保険者資格等の4情報と、国民健康保険ファイルが保有する被保険者資格等の4情報を突合して個人特定を行う。
情報の統計分析 ※		・保険料賦課状況の分析等のため各種統計処理を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		・国民健康保険資格情報の付与 ・保険料額の決定・更正 ・医療費の給付決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (10) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守	
①委託内容	システム保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 特定同一世帯所属者	
その妥当性	システムの保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	・株式会社RKKコンピューターサービス ・富士通株式会社 ・日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	システム保守の一部
委託事項2	システム運用支援	
①委託内容	システム運用支援	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 特定同一世帯所属者	
その妥当性	システムの運用作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内の物理的に区画された専用の室でのみ操作。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)	

⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		トーテックアメニティ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・再委託するかしないかについては、委託契約によるが、再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾する。
	⑨再委託事項	・システム運用支援の一部
委託事項3		インフラ環境運用保守
①委託内容		インフラ環境運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 特定同一世帯所属者
	その妥当性	システムのインフラ環境運用保守を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		・日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

委託事項4		国民健康保険窓口等業務
①委託内容		・国保年金課における国民健康保険に係る書類の受付及び電話対応、保険料の賦課及び収納事務、滞納整理事務。(滞納処分、督促等公権力の行使にあたる業務は除く。)・業務マニュアル並びに運営管理マニュアル等の見直し
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険被保険者(資格喪失者を含む)及び被保険者ではない世帯主 特定同一世帯所属者
	その妥当性	当該委託業務では業務マニュアル等の作成及び窓口受付時の申請書・届出書の記載内容確認等で、オンライン画面を操作するため、特定個人情報の取扱いを含める。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (杉並区で指定する端末機器により特定個人情報ファイルを利用する。また、委託先はデータの取り出し、庁舎外への持ち出しを行わない。)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		株式会社ベルシステム24
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	国民健康保険窓口等業務

委託事項5		国民健康保険療養費等の審査事務及び第三者行為損害賠償請求収納に関する業務
①委託内容		療養費等の審査業務、第三者行為損害賠償請求収納事務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	療養を受けた被保険者
	その妥当性	療養費の審査・第三者行為損害賠償収納事務を正確・迅速に処理するため、専門的知識を有する事業者への委託を行っている。
③委託先における取扱者数		[1,000人以上]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑨再委託事項	療養費の審査業務、第三者行為損害賠償請求収納事務

委託事項6～10	
委託事項6	柔道整復施術等療養費の被保険者照会等業務
①委託内容	柔道整復、鍼灸及びあんま・マッサージの施術にかかる療養費申請に関する被保険者への照会、適正な受診の啓発並びに問い合わせ対応に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	療養を受けた被保険者
その妥当性	療養費申請に関する被保険者への照会事務を迅速に処理するため、事業者への委託を行っている。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名	ガリバー・インターナショナル株式会社
再委託	<input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑦再委託の有無 ※	

委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために、機関別符号を取得する業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者、過去に被保険者であった者及び過去に被保険者ではない世帯主であった者
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	
⑥委託先名	支払基金	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>再委託を行うにあたっては、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他杉並区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承認する。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示したうえで、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項8		資格継続に関する業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する区市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)及び保険給付の実施に係る情報の利用・提供に関する業務。(なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務等であり、保険給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。)</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は区より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う業務。</p>
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	杉並区国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者、過去に被保険者であった者及び過去に被保険者ではない世帯主であった者
	その妥当性	<p>平成30年度からの改正国民健康保険法の施行に伴い、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うため、区市町村ごとに保有する資格継続業務等を都道府県単位で集約し管理する必要があるため、特定個人情報の取扱いを含める。国民健康保険の保険者である東京都が資格継続業務に関する業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、東京都と情報連携を必要とする区市町村は、同様に東京都国民健康保険団体連合会に業務委託する。</p> <p>なお、国民健康保険法第110条により保険給付を受ける権利は2年、地方自治法第236条1項により不当利得の返還を受ける権利は5年と定められているため、過去に被保険者であった者及び過去に被保険者ではない世帯主であった者の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保情報集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには個人番号を用いない。</p>
③委託先における取扱者数		<p><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行うにあたっては、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他杉並区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経たうえで再委託を承認する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処理の実行、システム障害発生時の復旧支援業務)など。

委託事項10		国保情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 [特定個人情報ファイルの全体]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
	その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判断する際には、被保険者ではない世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみではなく、被保険者ではない世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者の属する世帯の世帯主(被保険者ではない世帯主を含む)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方税法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
	③委託先における取扱者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 [10人以上50人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する。)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
	⑨再委託事項	国保情報集約システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (26) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (21) 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の2の項
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の3の項
②提供先における用途	・健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先3	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の4の項
②提供先における用途	・船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の5の項
②提供先における用途	・船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の9の項
②提供先における用途	・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・児童福祉法第十九条の七に規定する他の省令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先6～10	
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の12の項
②提供先における用途	・児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の15の項
②提供先における用途	・児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の17の項
②提供先における用途	・予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先9	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の22の項
②提供先における用途	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先10	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の26の項
②提供先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の27の項
②提供先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先12	社会福祉協議会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の30の項
②提供先における用途	・社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先13	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の33の項
②提供先における用途	・私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先14	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の39の項
②提供先における用途	・国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先15	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の42の項
②提供先における用途	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の46の項
②提供先における用途	・国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先17	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の58の項
②提供先における用途	・地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の62の項
②提供先における用途	・老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

提供先19	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の78の項
②提供先における用途	・雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先20	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の80の項
②提供先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主及び特定同一世帯所属者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先1	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先2～5	
移転先2	区民生活部課税課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・区民、区外在住の課税対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・当初賦課又は更正時

移転先3	保健福祉部高齢者在宅支援課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先4	保険福祉部国保年金課高齢者医療係
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先5	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先6～10	
移転先6	保健福祉部介護保険課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施、又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先7	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第1項)
②移転先における用途	・児童福祉法による療育の給付の支給に関する事務であって杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則(以下、「規則」という。)で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先8	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第3項)
②移転先における用途	・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先9	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第5項)
②移転先における用途	・身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先10	区民生活部納税課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第7項)
②移転先における用途	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先11～15	
移転先11	保健福祉部国保年金課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第10項)
②移転先における用途	・国民年金法による保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先12	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第11項)
②移転先における用途	・知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先13	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第21項)
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先14	保健福祉部障害者施策課、保健福祉部福祉事務所、杉並保健所保健サービス課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第23項)
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先15	保健福祉部障害者施策課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第27項)
②移転先における用途	・杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先16～20	
移転先16	子ども家庭部管理課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第29項)
②移転先における用途	・杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先17	保健福祉部福祉事務所
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第31項)
②移転先における用途	・外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先18	杉並保健所保健サービス課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第40項)
②移転先における用途	・東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則による医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度

移転先19	杉並保健所保健サービス課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第42項)
②移転先における用途	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・国民健康保険ファイルの存在する者の内②に該当する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
移転先20	杉並保健所保健予防課
①法令上の根拠	・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第二(第43項)
②移転先における用途	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	・医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(資格喪失した者を含む)及び世帯員(擬制世帯主、特定同一世帯所属者)等
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	・異動があったら都度、連携

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><杉並区における措置> 1 申請書、届出書等の紙媒体については、鍵付きの書庫等で保管する。 2 入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置したサーバに保管する。 <データセンターにおける措置> 1 外部侵入防止:オペレータによる24時間365日の常駐監視、監視カメラ 2 防犯対策・入退館管理:ICカード認証及び認証ログ管理、12種類アクセスレベル設定、エリア単位の入退室者及び日時等管理、顔認証及び認証ログ管理 3 持込・持出防止:不要又は事前申請のない電子機器等の金属探知機による持ち込み確認、ラックのシリンダ錠による個別施錠、社外持出時セキュリティ管理責任者承認、個人所有のノートPC等の業務使用禁止 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>[5年]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p>・全ての特定個人に可能性のある金銭債権の消滅時効が完成する最も長い期間(減額更正において被保険者の権利をも守る観点から国民健康保険税と同様の取扱いが妥当であるとされている地方税法第17条の5第4項の規定による5年)であるため妥当である。 例外として、徴収権の時効中断により、5年を超えることになる場合はその特定個人に関する情報のみ時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>・保存年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員が消去処理を実施し、その記録を残す。システム構造上、レコード単位での削除ができない場合は、個人番号のみ削除を行う事とする。 ・保存年限を経過した関係帳票は、職員による裁断又は総務部総務課が守秘義務を課した委託業者により廃棄する。</p>	

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙【記録項目】のとおり

別紙【記録項目】

●国民健康保険情報ファイル ①資格異動情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	宛名番号	4	履歴番号
5	記載順位	6	続柄区分	7	続柄コード1	8	続柄コード2
9	続柄コード3	10	続柄コード4	11	続柄名称	12	表示用続柄
13	適用開始年月日	14	税用開始年月日	15	適用開始事由	16	開始届出日
17	適用終了年月日	18	税用終了年月日	19	適用終了事由	20	終了届出日
21	異動日	22	事由	23	届出日	24	転居区分
25	転居国保世帯番号	26	退職区分	27	該当年月日	28	税用該当年月日
29	該当届出日	30	非該当年月日	31	税用非該当年月日	32	非該当届出日
33	受給権発生日	34	受給年金名称	35	受給年金種別	36	退職履歴番号
37	退職本人	38	退職続柄コード1	39	退職続柄コード2	40	退職続柄コード3
41	退職続柄コード4	42	退職続柄名称	43	資格側更新日	44	税側更新日
45	作成区分	46	削除区分	47	異動日連番	48	処理日
49	自己情報提供不可・不開示該当情報						

●国民健康保険情報ファイル ②緩和措置異動情報

1	宛名番号	2	履歴番号	3	更新連番	4	対象区分
5	届出日	6	開始日	7	終了日	8	世帯番号(住基)
9	国保世帯番号	10	削除区分	11	処理日		

●国民健康保険情報ファイル ③国保資格取得喪失年月日連携情報

1	国保世帯番号	2	宛名番号	3	市町村保険者番号	4	被保険者証記号
5	被保険者証番号	6	世帯番号	7	国保資格取得届出日	8	国保資格取得年月日
9	国保資格取得事由	10	国保資格喪失届出日	11	国保資格喪失年月日	12	国保資格喪失事由
13	予備1	14	予備2	15	予備3	16	予備4
17	予備5	18	予備6	19	予備7	20	予備8
21	予備9	22	予備10	23	得喪履歴連番	24	最新区分
25	履歴連番	26	取込日				

●国民健康保険情報ファイル ④住民登録外者等記録情報

1	宛名番号	2	履歴連番	3	適用日	4	登録業務
5	住民票コード	6	世帯番号	7	現存区分	8	人格区分
9	国籍コード	10	支所コード	11	地区コード	12	行政区コード
13	班コード	14	小学校区コード	15	中学校区コード	16	投票区コード
17	算定団体コード	18	生年月日	19	和暦生年月日	20	性別
21	市区町村コード	22	大字コード	23	本番	24	枝番1
25	枝番2	26	街区コード	27	棟番号	28	号番号
29	氏名かな	30	氏名漢字	31	通称名かな	32	通称名漢字
33	郵便番号	34	郵便番号BC	35	町名	36	番地
37	方書	38	代表者肩書	39	代表者氏名	40	支店名称
41	部課名称	42	郵便返却区分	43	登録事由	44	番号制度個人番号
45	番号制度法人番号						

● 国民健康保険情報ファイル ⑤ レセプト情報

1	旧自治体区分	2	管理番号	3	履歴番号	4	国保世帯番号
5	証番号	6	宛名番号	7	登録月	8	福祉区分
9	資格区分	10	年齢区分	11	課税区分	12	負担区分
13	負担区分(個人)	14	領収額	15	償還判定額	16	既高額償還額
17	高額償還額	18	作成区分	19	診療月	20	審査月
21	外部キー1	22	外部キー2	23	レセ区分	24	レセ資格区分
25	レセ年齢区分	26	調整区分	27	過誤区分	28	処理区分
29	診療種別	30	入外区分	31	内外区分	32	返戻区分
33	返戻事由	34	申出日	35	レセ証番号	36	入院開始日
37	実日数	38	初診点数	39	公費1法別番号	40	公費1負担者番号
41	公費1受給者番号	42	公費2法別番号	43	公費2負担者番号	44	公費2受給者番号
45	医療機関コード	46	高額計算除外フラグ	47	イメージ番号	48	高額償還額
49	高額償還額(現物)	50	高額償還額(償還)	51	レセプト共通番号	52	処方元医療機関コード
53	減免区分	54	減免金額	55	公費3法別番号	56	公費3負担者番号
57	公費3受給者番号	58	公費4法別番号	59	公費4負担者番号	60	公費4受給者番号
61	公費5法別番号	62	公費5負担者番号	63	指定公費金額	64	自己負担限度額変更・証回収理由発生日

● 国民健康保険情報ファイル ⑥ 高額療養費支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	整理番号	4	診療月
5	計算月	6	支給月	7	支給区分	8	決定区分
9	課税区分(世帯)	10	課税区分(高齢)	11	支給方法	12	支給種別
13	福祉区分	14	受給者宛名番号	15	支給判定額合計	16	貸付額
17	既支給額(一般)	18	既支給額(退職)	19	支給額(一般)	20	支給額(退職)

● 国民健康保険情報ファイル ⑦ 国保療養費支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	世帯主宛名番号	4	宛名番号
5	登録月	6	連番	7	支給月	8	診療月
9	資格区分	10	年齢区分	11	課税区分(世帯)	12	課税区分(高齢)
13	負担割合	14	決定区分	15	診療区分	16	診療種別
17	入外区分	18	医療機関区分	19	医療機関県コード	20	医療機関コード
21	件数	22	日数	23	費用額	24	定率負担額
25	一部負担金	26	他法負担金	27	食事療養費	28	食事日数
29	標準負担額	30	支給額	31	高額対象区分	32	削除区分
33	福祉区分						

● 国民健康保険情報ファイル ⑧ 出産育児一時金支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	世帯主宛名番号	4	履歴番号
5	支給月	6	決定区分	7	資格区分	8	対象者個人番号
9	出産児個人番号	10	出産児氏名	11	続柄名称	12	続柄コード1
13	続柄コード2	14	続柄コード3	15	続柄コード4	16	出生日
17	出産の種類	18	死産の週	19	出産者氏名	20	続柄名称
21	続柄コード1	22	続柄コード2	23	続柄コード3	24	続柄コード4
25	申請者氏名	26	申請者住所	27	代理人区分	28	委任状区分
29	申請日	30	請求額	31	申請区分	32	医師氏名
33	助産婦氏名	34	入院医療機関コード	35	備考	36	産科医療補償制度加入区分
37	削除区分						

● 国民健康保険情報ファイル ⑨ 葬祭費支給情報

1	国保世帯番号	2	旧自治体区分	3	世帯主宛名番号	4	対象者宛名番号
5	履歴番号	6	支給月	7	決定区分	8	資格区分
9	死亡者氏名	10	死亡者続柄名称	11	続柄コード1	12	続柄コード2
13	続柄コード3	14	続柄コード4	15	死亡日	16	葬祭日
17	葬祭執行者氏名	18	葬祭執行者続柄名称	19	葬祭執行者続柄コード1	20	葬祭執行者続柄コード2
21	葬祭執行者続柄コード3	22	葬祭執行者続柄コード4	23	申請日	24	申請者氏名
25	申請者郵便番号	26	申請者住所	27	請求額	28	申請区分
29	備考	30	削除区分				

●国民健康保険情報ファイル ⑩食事差額療養費支給情報

1	国保世帯番号	2	対象者宛名番号	3	履歴番号	4	支給月
5	食事療養費/生活療養費区分	6	決定区分	7	資格区分	8	年齢区分
9	受理日	10	対象期間開始日	11	対象期間終了日	12	対象日数
13	未申請理由区分	14	未申請理由備考	15	支給額	16	医療機関コード
17	削除区分	18	福祉区分				

●国民健康保険情報ファイル ⑪高額該当引継情報

1	国保世帯番号	2	市町村保険者番号	3	被保険者証記号	4	被保険者証番号
5	世帯番号	6	年度	7	高額該当区分_4月	8	高額該当区分_5月
9	高額該当区分_6月	10	高額該当区分_7月	11	高額該当区分_8月	12	高額該当区分_9月
13	高額該当区分_10月	14	高額該当区分_11月	15	高額該当区分_12月	16	高額該当区分_1月
17	高額該当区分_2月	18	高額該当区分_3月	19	予備1	20	予備2
21	予備3	22	予備4	23	予備5	24	予備6
25	予備7	26	予備8	27	予備9	28	予備10
29	最新区分	30	履歴連番	31	取込日		

●国民健康保険情報ファイル ⑫賦課基本情報

1	国保世帯番号	2	算定団体コード	3	調定年度	4	年度分
5	履歴番号	6	通知書番号	7	翌年度通知書番号	8	世帯主宛名番号
9	事由	10	更正日	11	更新区分	12	申告区分
13	主所得区分	14	現存区分	15	世帯区分	16	擬制区分
17	賦課期日軽減区分	18	住民税課税区分	19	譲渡世帯区分	20	老人世帯区分
21	専従世帯区分	22	軽減申請区分	23	清算区分	24	軽減判定所得
25	賦課期日人員	26	均等人員	27	現在人員	28	有所得人員
29	所得額	30	課税標準額	31	所得割額	32	資産税額
33	資産割額	34	均等割額	35	平等割額	36	積算税額
37	限度超過額	38	軽減均等割額	39	軽減平等割額	40	軽減均等6
41	軽減平等6	42	軽減均等4	43	軽減平等4	44	軽減均等2
45	軽減平等2	46	月割減額	47	端数	48	減額合計
49	減免額	50	過年度分	51	年税額	52	軽減4月
53	軽減5月	54	軽減6月	55	軽減7月	56	軽減8月
57	軽減9月	58	軽減10月	59	軽減11月	60	軽減12月
61	軽減1月	62	軽減2月	63	軽減3月		

●国民健康保険情報ファイル ⑬介護基本情報

1	国保世帯番号	2	算定団体コード	3	調定年度	4	年度分
5	履歴番号	6	通知書番号	7	世帯主宛名番号	8	事由
9	更正日	10	更新区分	11	申告区分	12	主所得区分
13	現存区分	14	世帯区分	15	擬制区分	16	住民税課税区分
17	譲渡世帯区分	18	老人世帯区分	19	専従世帯区分	20	軽減申請区分
21	軽減判定所得	22	賦課期日人員	23	均等人員	24	現在人員
25	有所得人員	26	所得額	27	課税標準額	28	所得割額
29	資産税額	30	資産割額	31	均等割額	32	平等割額
33	積算税額	34	限度超過額	35	軽減均等割額	36	軽減平等割額
37	軽減均等6	38	軽減平等6	39	軽減均等4	40	軽減平等4
41	軽減均等2	42	軽減平等2	43	月割減額	44	月割減額
45	端数	46	減額合計	47	減免額	48	過年度分
49	年税額	50	軽減4月	51	軽減5月	52	軽減6月
53	軽減7月	54	軽減8月	55	軽減9月	56	軽減10月
57	軽減11月	58	軽減12月	59	軽減1月	60	軽減2月
61	軽減3月						

● 国民健康保険情報ファイル ⑭ 支援基本情報

1	国保世帯番号	2	算定団体コード	3	調定年度	4	年度分
5	履歴番号	6	通知書番号	7	世帯主宛名番号	8	事由
9	更正日	10	更新区分	11	申告区分	12	主所得区分
13	現存区分	14	世帯区分	15	擬制区分	16	住民税課税区分
17	譲渡世帯区分	18	老人世帯区分	19	専従世帯区分	20	軽減申請区分
21	軽減判定所得	22	賦課期日人員	23	均等人員	24	現在人員
25	有所得人員	26	所得額	27	課税標準額	28	所得割額
29	資産税額	30	資産割額	31	均等割額	32	平等割額
33	積算税額	34	限度超過額	35	軽減均等割額	36	軽減平等割額
37	軽減均等6	38	軽減平等6	39	軽減均等4	40	軽減平等4
41	軽減均等2	42	軽減平等2	43	月割減額	44	端数
45	減額合計	46	減免額	47	過年度分	48	年税額
49	軽減4月	50	軽減5月	51	軽減6月	52	軽減7月
53	軽減8月	54	軽減9月	55	軽減10月	56	軽減11月
57	軽減12月	58	軽減1月	59	軽減2月	60	軽減3月

● 国民健康保険情報ファイル ⑮ 賦課個人情報

1	国保世帯番号	2	宛名番号	3	算定団体コード	4	調定年度
5	年度分	6	履歴番号	7	通知書番号	8	最新資格区分
9	最新介護資格区分	10	最新退職区分	11	賦課期日資格区分	12	賦課期日介護資格区分
13	賦課期日退職区分	14	賦課発生時資格区分	15	賦課発生時介護資格区分	16	軽減判定区分
17	資格4月	18	資格5月	19	資格6月	20	資格7月
21	資格8月	22	資格9月	23	資格10月	24	資格11月
25	資格12月	26	資格1月	27	資格2月	28	資格3月
29	介護資格4月	30	介護資格5月	31	介護資格6月	32	介護資格7月
33	介護資格8月	34	介護資格9月	35	介護資格10月	36	介護資格11月
37	介護資格12月	38	介護資格1月	39	介護資格2月	40	介護資格3月
41	所得額	42	課税標準額	43	所得割額	44	介護所得割額
45	支援所得割額	46	軽減判定所得	47	資産税額	48	資産割額
49	介護資産割額	50	支援資産割額	51	専従区分	52	老年者区分
53	申告区分	54	主所得区分	55	住民税課税区分	56	住民税所得割額
57	住民税均等割額	58	最新資格取得日	59	最新資格喪失日	60	最新続柄
61	介護該当日	62	介護非該当日	63	誕生日65歳	64	更正日
65	事由	66	介護更正日	67	介護事由	68	軽減判定取得日
69	積算該当区分	70	個人年税額	71	続柄名称	72	資格履歴番号
73	独自項目1	74	独自項目2	75	独自項目3	76	4/1時点離職者区分
77	最新離職者区分(賦課時点)	78	離職者区分4月	79	離職者区分5月	80	離職者区分6月
81	離職者区分7月	82	離職者区分8月	83	離職者区分9月	84	離職者区分10月
85	離職者区分11月	86	離職者区分12月	87	離職者区分1月	88	離職者区分2月
89	離職者区分3月	90	離職軽減用総所得	91	離職軽減用課税標準額	92	離職軽減用軽減判定所得
93	給与所得	94	離職軽減用給与所得	95	離職軽減時医療分所得割	96	離職軽減時介護分所得割
97	離職軽減時支援分所得割						

● 国民健康保険情報ファイル ⑯ 期割情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	国保世帯番号	4	算定団体コード
5	期割団体コード	6	団体内外区分	7	現年過年区分	8	調定年度
9	年度分	10	通知書番号	11	論理期別	12	履歴番号
13	年月	14	納税義務者宛名番号	15	更正日	16	全体税額
17	退職税額	18	医療全体税額	19	医療退職税額	20	介護全体税額
21	介護退職税額	22	支援全体税額	23	支援退職税額	24	不納欠損額(医療全体)
25	不納欠損額(医療退職)	26	不納欠損額(介護全体)	27	不納欠損額(介護退職)	28	不納欠損額(支援全体)
29	不納欠損額(支援退職)	30	公示送達区分				

● 国民健康保険情報ファイル ⑰口座情報

1	宛名番号	2	科目コード	3	科目詳細コード	4	振替振込区分
5	申請自治体	6	申請日	7	適用開始日	8	適用終了日
9	金融機関コード	10	支店コード	11	支店枝番	12	口座種別
13	口座番号	14	表示用口座番号	15	口座名義人番号	16	口座名義人カナ
17	口座名義人漢字	18	口座終了理由	19	通知書区分	20	指定口座区分
21	口座登録連番	22	振替済通知書	23			

● 国民健康保険情報ファイル ⑱収納履歴情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	算定団体コード	4	期割団体コード
5	団体内外区分	6	調定年度	7	年度分	8	通知書番号
9	論理期別	10	収納日	11	支所コード	12	冊号
13	入力連番	14	入力連番内連番	15	領収日	16	納付方法
17	収納区分	18	収納額	19	督促手数料	20	延滞金
21	前納報奨金	22	還付加算金	23	会計年度	24	会計年度督促手数料
25	会計年度延滞金	26	決算区分	27	歳出還付区分	28	OCRID
29	口座登録連番	30	充当科目コード	31	充当科目詳細コード	32	充当算定団体コード
33	充当期割団体コード	34	充当団体内外区分	35	充当調定年度	36	収納額から収納額
37	収納額から督促料	38	収納額から延滞金	39	督促料から収納額	40	督促料から督促料
41	督促料から延滞金	42	延滞金から収納額	43	延滞金から督促料	44	延滞金から延滞金
45	払込日	46	払込時刻	47	本部コード	48	店舗コード
49	送金予定日	50	滞納管理1	51	滞納管理2	52	充当年度分
53	充当通知書番号	54	充当論理期別				

● 国民健康保険情報ファイル ⑲滞納処分情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	算定団体コード	4	期割団体コード
5	団体内外区分	6	調定年度	7	年度分	8	通知書番号
9	論理期別	10	処分日	11	処分コード	12	処分区分
13	処分理由	14	処分取消日	15	処分取消区分	16	処分取消理由
17	滞納区分	18	滞納管理1	19	滞納管理2	20	処分調定
21	処分督促	22	処分延滞				

● 国民健康保険情報ファイル ⑳納税組合員情報

1	科目コード	2	科目詳細コード	3	宛名番号	4	納組開始日
5	納組終了日	6	納組コード				

○ 中間サーバコネクタDB

1	氏名	2	住所	3	生年月日	4	性別
5	通称	6	個人番号	7	団体内統合宛名番号	8	個人コード

○ 情報連携

1	保険者情報	2	被保険者証記号番号	3	組合員コード	4	証区分
5	有効期限	6	資格取得年月日	7	資格喪失年月日	8	国民健康保険旧被扶養者情報
9	滞納賦課年度	10	滞納期別	11	納期限	12	滞納額
13	高額介護合算給付年度	14	自己負担額計算対象日自	15	自己負担額計算対象日至	16	国保加入期間自
17	国保加入期間至	18	自己負担額合計	19	自己負担額高齢者分再掲	20	所得区分
21	出産日	22	出産児数	23	死産児数	24	自己負担額高齢者分再掲
25	出産育児一時金支給額	26	出産育児一時金支給日	27	葬祭費死亡日	28	葬祭費支給額
29	葬祭費支給日	30	傷病名	31	埋葬日	32	医療機関名
33	被保険者との続柄	34		35		36	
37		38		39		40	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を防止している。 ・窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても、業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない書式となっている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。 ・ログを保管することで、職員による目的外の情報の入手を抑止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・委託業務については委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティ教育を行い、根拠法令等の規定に基づく正当な情報入手を指導する。 ・国民健康保険に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である国民健康保険法及び杉並区国民健康保険条例等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・本人から情報を取得する場合は、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付の資料となる旨を説明した上で取得する。 ・他区市町村等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限をかけている。 ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や数量等が不自然な賦課資料の登録処理等が行われていないかを確認する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。 ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。 ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。 ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、国民健康保険法及び杉並区国民健康保険条例に基づき、適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。 ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、正確性を担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、個人番号利用事務実施者が直接申請書等を收受する。また、受付事務等が完了次第、直ちに書類を定められた場所へ格納する。 ・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地が印字されているものを利用する。 ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ等)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御している。 ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。 ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が行われているか監視する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワードによる認証及び生体認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」により定められた期間内に変更する。 登録されているユーザ情報については管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 システムを利用する者1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権限の発行は、国保年金課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、国保年金課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ管理者(所属長)は、アクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に定められており、当該規定に基づき確認を行っている。 各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録する。 保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に基づき管理する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での情報収集の禁止を徹底する。区は当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の持ち出しについて「資源管理基準」、「庁内ネットワーク等利用要領」及び「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」の中で規定し、職員に周知・徹底を行っている。 ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。 ・データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求めるなど、委託先の社会的信用と能力を確認する。 「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」に基づき、区が個人情報を保護するために必要があると認めるときは、受託者が業務を行う事務所、作業所等の立入り、個人情報の管理状況等について調査・立入調査を実施する。また、受託者が再委託を行っている場合は、再委託先に対しても区は受託者に対する調査と同様の調査を実施する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先において特定個人情報ファイルの処理等に係る者を明確化するため、契約後速やかに所属・氏名等を明記した実施体制の提出を義務付けている。また、体制に変更があった場合にも、変更後の体制を速やかに提出することを義務付ける。 委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付けている。 誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。 操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。 (医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務) <ul style="list-style-type: none"> 取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者向け中間サーバー等で制御している。 運用管理要領等アクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 (国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作ログを記録している。 (医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務) <ul style="list-style-type: none"> 操作ログを中間サーバーで記録している。 操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 (国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約で個人情報の持ち出しは認めていない。 提供の禁止を契約書に明記している。 (医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務) <ul style="list-style-type: none"> 契約書において当区が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 	

	委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【システム運用業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先へ特定個人情報を提供した場合、その記録を行った上、受領者の確認印等により受け渡し者を明確にするための手順を定めている。 契約で委託業務実施場所を区が管理する施設に限定し、外部への持出しを禁止している。 <p>【設計・運営業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営管理マニュアルの一つとして、情報管理ルールを定めた情報セキュリティマニュアルを策定し、その中で参照できる範囲を限定している。また、契約で外部への持ち出しを禁止している。 <p>【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
特定個人情報の消去ルール		<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>【システム運用業務】</p> <p>契約で、以下の措置をとる旨を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務を処理するために委託元から引き渡され、または委託先が収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに返還するものとする。ただし委託元が特定個人情報の消去について別に指示した場合には、委託先事業者から任意の様式による消去結果に係る報告書の提出を義務付けている。 <p>【設計・運営業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。 <p>【クラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	規定の内容	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適切な管理 秘密の保持 再委託の禁止 目的外の使用の禁止 第三者への提供の禁止 複写及び複製の禁止 個人情報の返還・廃棄 個人情報の取扱いに関する立入調査 事故発生時の報告 法令及び杉並区の条例遵守
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>

	<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が承認した業者については、再委託を許諾するとともにセキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。 ・「個人情報に係る特記仕様書」において、「再委託等を行う場合、受託者は、再委託等において実施される業務についての本特記事項遵守について監督及び区への必要な報告を行わなければならない」としている。この報告により、委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区が間接的に監督する。 ・<u>国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</u> ・<u>ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</u> ・<u>セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</u> ・<u>日本国内でのデータ保管を条件としていること</u> ・<u>上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</u> ・<u>クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISM&P)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</u> ・<u>国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</u> <p>【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムに置けるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示したうえで、許諾を得ること。 <p>【国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</u> ・<u>移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている</u> ・<u>移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</u> ・<u>移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</u> ・<u>特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</u> ・<u>移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</u>
--	---------------	--

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【システム運用業務】 ・システム運用を行う専用の室では、「コンピュータ室管理基準」で携帯電話、カメラ等の使用を制限している。 【設計・運営業務】 ・運営業務を行う執務室内では、「運営管理マニュアル」により携帯電話、カメラ等の使用を禁止しているとともに、メモ用紙類の取扱いについてもルールを定めている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【特記事項】設計・運営業務の業務全般については、日報及び月報並びに履行評価により定期的及び必要により、委託業務がきちんと行われているか確認する。</p> <p>【国保連合会における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保情報集約システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(連合会)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。 ・また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 <p>【取りまとめ機関における措置】</p> <p>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・移転先による特定個人情報の取得に際し、オンライン処理については操作ログが記録され、バッチ処理については処理の実施ログが記録される。 ・他自治体等への紙での提供については、対象者情報・提供先・根拠法令・処理年月日・処理者等を記録簿で管理する。 ・保管するログ及び記録簿は、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に基づき管理する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区で管理する個人情報を移転・提供する際には、番号法及び杉並区個人情報保護条例の規定により、その範囲を厳格に規定し、当該規定内容のみ提供・移転する制御をシステムで行う。 ・「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」に規定された自己点検・内部監査等により、ルール遵守の確認を行う。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルを取り扱うシステムは入退室管理をする物理的に区画された執務室でしか操作を行えず、システムの操作権限を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。 ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報管理課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、不適切な方法で情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に関する事務では、事務処理の際、処理を行った者と点検する者を別にし、二重チェックを行うことで、誤った情報・相手に情報を提供することを防止する。 ・端末は事前に登録を行っており、登録外の端末からの通信は行えない設定としている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区に設置する特定個人情報を記録するサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。また、当該室内に別区画を設け、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する場所を設ける。 ・データセンターに構築し特定個人情報を記録するサーバについては、サーバ設置エリアへの入退室管理、シリンダ錠によるラック施錠、人感センサ付監視カメラによる監視を行う。データセンターは、カメラ監視及び有人監視を常時実施し、事前申請による入館管理を行う。入退館時は、ICカード認証、顔認証及びログ管理を行う。 ・機器更新、交換等に伴い旧機器に保持されているデータを消去する場合は、情報を消去し、その記録をデータ消去証明として残す。 ・国民健康保険ファイルに関係する帳票のうち、保管する必要がある帳票類は、杉並区文書等管理規定に従い、鍵付きの書庫等で保管する。保管する必要のない帳票類は定期的に裁断処理し、記録に残す。 ・デスクトップ型端末はセキュリティワイヤによる盗難防止を行い、ノート型端末はキャビネットに施錠保管している。 ・システムを利用する者が離席する際には時間経過によるロックが作動する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを軽減する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<不正プログラム対策> <ul style="list-style-type: none"> ・端末にウイルス対策ソフトを採用し、ウイルスパターンファイルは最新のものを適用している。 <不正アクセス対策> <ul style="list-style-type: none"> ・区のLAN及びWAN(インターネット網)からの通信はファイアウォールにより遮断している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容	令和4年11月5日、区職員が住民基本台帳ネットを不正に検索して得た個人情報を漏えいしたとして、住民基本台帳法違反容疑により逮捕される事案が発生した。 ※本事案は、当該職員が区民生活部区民課に在籍していた令和3年度に発生した。	
再発防止策の内容	<p>「杉並区職員の逮捕に伴う再発防止対策検討委員会報告書」に基づき、再発防止対策を実施する。再発防止策は以下(1)～(3)のとおりである。</p> <p>(1)操作ログ点検の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名等による検索は、事前に検索内容を記録票へ記入して、他の職員の確認を受けた上で行う。 ・操作ログの点検は各課で毎月実施することとし、その操作ログと記録票を突合する。 <p>(2)職員に対する教育・研修の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修等に加え、新たに毎年、全職員に対して職場ごとに公務員倫理・情報セキュリティの研修を実施する。 ・住基ネット操作権限を持つ職員に対しては、権限付与時の教育・研修に加え、新たに毎年、動画視聴方式等による教育・研修を実施する。 ・区民課の住基ネット業務管理補助者に対する教育・研修(区民課住基ネット業務管理補助者研修)については、初任時に加え、新たに毎年、教育・研修を実施する。 ・住基ネットに関する職員自己点検の内容について、設問を見直す。 <p>(3)職場環境の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各職場において、セキュリティ対策について、話し合いを行い、必要に応じて、住基ネット端末の設置場所などのレイアウト変更を行う等、職場環境の必要な見直し・改善を図り、より一層風通しのよい職場づくりを進め、職場全体で不正行為を防止する。 ・情報の持出しを防ぐために、区民課の住基ネット端末設置エリアへの電子機器持込みは原則禁止とする。住基ネット端末設置エリアには、このことを張り紙等で明示する。 	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 ・被保険者の情報は、各種届出・申請及び申告データ等に基づき更新され、保険料額通知書等により区民に通知するものであるため、区民側でも確認できることにより、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保管年限を経過した文書は廃棄を行うことについて決裁の上、総務課が全庁取りまとめで廃棄する。文書として管理しない特定個人情報が記録される作業用の帳票等の書類については、復元が行えないよう裁断の上、廃棄し、その事について記録簿に記録する。 ・保管年限を経過した特定個人情報は、定期的に業務主管課からの依頼により、情報管理課職員による消去処理を実施し、その記録を残す。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【取りまとめ機関における措置】</p> <p>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり、是正する。 ・杉並区情報セキュリティ対策基準に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施の上、政策経営部情報管理課に報告している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<本区における措置> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区情報セキュリティ対策基準及び杉並区特定個人情報取扱規程に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施について「国保年金課情報セキュリティ実施手順書」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職員については定期的に個人情報保護に係るセキュリティ等研修を実施する。 ・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、セキュリティ研修の実施を義務付ける。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <国保情報集約システムに関する措置> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項：国保情報集約システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度：年間1回程度 ・教育方法：集合教育 ・教育対象：職員及び会計年度任用職員 ・違反行為に対する措置：都度指導のうえ、違反行為の程度により懲戒の対象となりうる。 ・国保連合会に対しては、契約内容において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、“2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先”への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページ-申請書サービス-行政関連-情報公開等-自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書 (URL:https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)
特記事項	任意の様式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 </div> (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div>
個人情報ファイル名	・国民健康保険情報ファイル
公表場所	「1. ①請求先」と同じ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部国保年金課管理係
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	国民健康保険に関する事務全項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付けた。
②実施日・期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	提出された意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年10月27日
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。
③結果	杉並区情報公開・個人情報審議会において、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取組が実施されていることを確認した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	Ⅱ 4委託事項10	記載なし	国保情報集約システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務	事前	国保情報集約システムがクラウド環境で実施されることに伴い生じる新たな委託事項の記載をした。
令和5年12月19日	Ⅱ 4委託事項10 ①委託内容	記載なし	国保情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅱ 4委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅱ 4委託事項10 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	区における国民健康保険の被保険者数を記載した。
令和5年12月19日	Ⅱ 4委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	杉並区国民健康保険の被保険者、被保険者ではない世帯主(擬制世帯主)及び特定同一世帯所属者、過去に被保険者であった者及び過去に被保険者ではない世帯主であった者	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅱ 4委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判断する際には、被保険者ではない世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみではなく、被保険者ではない世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者の属する世帯の世帯主(被保険者ではない世帯主を含む)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方税法(昭和22年法律第67号)」第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	II 4委託事項10 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	委託先及び再委託先で特定個人情報ファイルを取扱う者の総数を記載した。
令和5年12月19日	II 4委託事項10 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	II 4委託事項10 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。また、「V. 開示請求、問合せ 1. ①請求先」への当区の情報公開請求による開示請求を行うことでも確認可能。	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	II 4委託事項10 ⑥委託先名	記載なし	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する。)	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	II 4委託事項10 ⑦再委託の有無	記載なし	再委託する	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	Ⅱ4委託事項10 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 (下に続く)	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅱ4委託事項10 ⑧再委託の許諾方法	クラウド環境に関する記載なし	(続き) 国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅱ4委託事項10 ⑨再委託事項	クラウド環境に関する記載なし	国保情報集約システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務の全て	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅲ4特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	クラウド環境に関する記載なし	(国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置) ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	オンプレミス環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和5年12月19日	Ⅲ4特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	クラウド環境に関する記載なし	(国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	オンプレミス環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月19日	Ⅲ4特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	クラウド環境に関する記載なし	【クラウド移行作業時に関する措置】 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	オンプレミス環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和5年12月19日	Ⅲ4再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウド環境に関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化など)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	国保情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムのの前例に倣って記載をした。
令和5年12月19日	Ⅲ4再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウド環境に関する記載なし	<p>(国保情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	オンプレミス環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。

特定個人情報保護評価書の 適合性・妥当性の審査結果について

杉並区情報公開・個人情報保護審議会
特定個人情報保護評価第三者点検部会

部会点検日

令和5年10月27日

評価書名

国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

(目次)

○ 審査の基本的観点 3

【審査結果】

○ 総評 4

【審査項目詳細】

1. 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)

○ 全体的な事項 5

○ 特定個人情報ファイルに係る事項 6

○審査の基本的観点

本審査は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条及び同法に基づく個人情報保護委員会規則「特定個人情報保護評価に関する規則」第7条第4項により、地方公共団体の長が自ら作成した特定個人情報保護評価書について、同委員会の「特定個人情報保護評価指針（以下、「指針」という。）」第10(2)審査の観点から適合性及び妥当性について審査したものである。

○総評

国民健康保険に関する事務に関して、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施することについて、事務の流れや使用するシステムの機能、情報提供ネットワークシステムとの接続により生じるリスクへの対策について適切に記載されていた。

また、「国保情報集約システム」がクラウド化することに伴う、新たな委託事項やリスク対策が具体的に記載されていることを確認した。

以上のことから、評価書の適合性・妥当性について問題は認められなかった。

1. 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)

○ 全体的な事項
 ※ 評価実施手続に関する事項及び評価書全体に関する事項

審査の観点(指針第10(2)) 主な考慮事項	評価書	審査結果
	該当項番	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	問題は認められない。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	問題は認められない。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	問題は認められない。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	問題は認められない。 保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える場合には、当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することを原則としている。 国民健康保険に関する事務については、委託先である国保連合会が使用する「国保情報集約システム」がクラウド化することにより、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」にあたる項目に変更が生じた。 クラウドへの移行時期は、令和6年1月以降を予定しており、当該変更を加える前に再実施をしていることから、実施時期は適正である。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	問題は認められない。 区民等への意見募集については、区の公式ホームページ及び閲覧場所において令和5年8月1日から8月31日まで実施しており、意見募集の方法は適正である。なお、区民意見の提出は0件であった。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	問題は認められない。 記載すべき全ての項目について記載されていることを確認した。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	問題は認められない。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	I II	問題は認められない。 国民健康保険に関する事務の内容について具体的に記載されていることを確認した。特定個人情報の流れは別添1のフロー図より確認した。
(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	III	問題は認められない。 「国保情報集約システム」のクラウド化に伴う、データ移行作業時のリスクへの対策が追加されていることを確認した。
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		
①特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	IV	問題は認められない。
②その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	—	問題は認められない。
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	—	問題は認められない。

1. 国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)

○ 特定個人情報ファイルに係る事項

審査の観点(指針第10(2))	評価書 該当項番	審査結果
主な考慮事項		所見
(1) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。		
<p>①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報(※1)を具体的に分かりやすく記載しているか。 ※1: 基本情報 事務の内容、事務の流れ、システム機能、特定個人情報ファイルを取扱う必要性及びメリット</p>	<p>I 2 I 4 別添1</p>	<p>問題は認められない。 事務の流れや使用するシステムを基本情報に記載していることを確認した。</p>
<p>②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。</p>	<p>II</p>	<p>問題は認められない。 「国保情報集約システム」がクラウド化されることに伴い新たに生じる、アプリケーションの保守業務などの委託事項が適切に記載されていることを確認した。</p>
<p>(2) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (3) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>		
<p>①特定個人情報の入手について、特定されたリスク(※2)を軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 ※2: 特定されたリスクは以下のとおり ・目的外の入手が行われるリスク ・不適切な方法で入手が行われるリスク ・入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・その他のリスク</p>	<p>III 2</p>	<p>特定個人情報の入手に係るリスク対策について、従来より適切に記載されており、変更はなかった。</p>
<p>②特定個人情報の使用について、特定されたリスク(※3)を軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。 ※3: 特定されたリスクは以下のとおり ・目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク ・権限のないものによって不正に使用されるリスク ・従業員が事務外で使用するリスク ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・その他のリスク</p>	<p>III 3</p>	<p>特定個人情報の使用に係るリスク対策について、従来より適切に記載されており、変更はなかった。</p>

<p>③特定個人情報の委託について、特定されたリスク(※4)を軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> <p>※4: 特定されたリスクは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク ・委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク ・委託契約終了後の不正な使用等のリスク ・再委託に関するリスク ・その他のリスク 	<p>Ⅲ4</p>	<p>問題は認められない。</p> <p>「国保情報集約システム」のクラウド移行作業時における、作業者のアクセス権限の制限やログの分析など具体的なリスク対策が記載されていることを確認した。</p>
<p>④特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスク(※5)を軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> <p>※5: 特定されたリスクは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な提供・移転が行われるリスク ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク ・誤った相手に提供・移転してしまうリスク ・その他のリスク 	<p>Ⅲ5</p>	<p>特定個人情報の提供・移転に係るリスク対策について、従来より適切に記載されており変更はなかった。</p>
<p>⑤情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスク(※6)を軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> <p>※6: 特定されたリスクは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な提供が行われるリスク ・不適切な方法で提供が行われるリスク ・誤った情報を提供してしまうリスク ・誤った相手に提供してしまうリスク ・その他のリスク 	<p>Ⅲ6</p>	<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策について、従来より適切に記載されており変更はなかった。</p>
<p>⑥特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスク(※7)を軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p> <p>※7: 特定されたリスクは以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ・その他のリスク 	<p>Ⅲ7</p>	<p>特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策について、従来より適切に記載されており変更はなかった。</p>
<p>⑦その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>—</p>	<p>区の情報セキュリティ対策基準に基づく自己点検や教育の実施を行うこと等が従来より適切に記載されており変更はなかった。</p>

◆国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価再実施の概要

1. 国民健康保険に関する事務の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度であり、各区市町村及び都道府県が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付の事務を行っています。

国民健康保険に関する事務では、被保険者の資格情報や所得情報をよりの確かつ効率的に把握し、公平・公正な賦課を行うことや、被保険者や区が各種証明書等を取得するために要している手間や手続きを省略化するために、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施をしています。

2. 特定個人情報保護評価の再実施について

(1) 再実施の法的根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）では、保有する特定個人情報ファイルに、個人情報保護委員会が規則で定める「重要な変更」を加える場合、原則、当該変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することとしています。

(2) 再実施の理由

都道府県及び区市町村と連携している「国保情報集約システム」(※)が、令和6年4月に実施される機器更改により、クラウド環境において運用されることとなりました。

「国保情報集約システム」の運用については、区が国保連合会に対して委託をしており、特定個人情報保護評価書の中には、特定個人情報保護の取扱いの委託に関する項目があります。そのため、本項目に、クラウド環境への移行時及び移行完了後の運用段階において、委託先である国保連合会等に求めるセキュリティ要求事項などを新たに評価書に記載しました。これら記載の追加は、個人情報保護委員会規則で定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価を再実施します。（修正した評価書は資料3-1のとおり。）

なお、今回追記を行った項目については、厚生労働省が示した評価書への追記例に則り記載したものになります。

(※) 平成30年度の国民健康保険制度の改革により、都道府県も新たに国民健康保険の保険者となり、都道府県単位で国民健康保険制度の運営を行っていくこととなりました。これに伴い、区市町村では、都道府県で一元的に管理が必要な事務を処理するために設立された国保連合会に対して、国民健康保険に関する事務の一部を委託することになりました。国保連合会では、これら事務処理を「国保情報集約システム」において行っています。本システムは国保連合会が運用を担っているため、区でのセキュリティ対策等の情報管理方法に変更はありません。

3. 評価書の主な変更点

(1) 国保情報集約システムをクラウド環境において実施することに伴うアプリケーションの保守業務及びシステム運用事務の委託について

国保情報集約システムがクラウド環境において実施されることで新たに生じる委託内容や、取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、委託先が再委託をする場合の許諾方法を新たに記載しました。

修正した評価書の項目			全項目評価書 該当ページ
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項 10	28

(2) クラウド環境へのデータ移行時の特定個人情報ファイルの保護措置について

データ移行作業時に、特定個人情報ファイルが委託先及び再委託先において適切に管理されるための措置として、特定個人情報ファイルにアクセスできる者の制限やアクセスログの点検の実施などを委託先及び再委託先に遵守させることを新たに記載しました。

修正した評価書の項目			全項目評価書 該当ページ
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	● 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 具体的な制限方法	64
		● 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 具体的な方法	64
		● 特定個人情報の消去のルール ・ ルール内容及びルール順守の確認方法	65
		● 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 具体的な方法	66

4. 区民意見聴取の結果について

区民意見聴取の実施内容及び結果は以下のとおりです。

期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日
方法	国民健康保険に関する事務特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を区公式ホームページ、閲覧場所にて公示。意見は、はがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙による受付。
結果	提出された意見なし（※）

（※）意見募集の内容とは無関係なマイナンバー制度に関する意見が1件ありました。